

## 安全統括管理者試験及び運航管理者試験の科目、内容及び方法の基準等を定める告示（仮称）案について

### 1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第24号。）による海上運送法の改正に伴い、令和8年度（予定。施行から1年間の経過措置あり。）からは、旅客運送船舶運航事業者は、試験に合格して資格者証の交付を受けた者のうちから、安全統括管理者及び運航管理者を選任することとなる。

本制度の施行に向けた準備を円滑に進めるため、本制度の施行に先立ち、試験の実施、資格者証の発行等に関する手続き等を定めた「安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令」が令和6年4月1日から施行される予定である。

同省令においては、試験の科目、内容及び方法の基準等を告示で定めることとしているため、今般、これらの具体的な内容を定めた「安全統括管理者試験及び運航管理者試験の科目、内容及び方法の基準等を定める告示」（仮称。以下「本告示」という。）を新たに制定することとする。

### 2. 概要

本告示に、以下を定める。

#### （1）安全統括管理者試験の科目

① 安全統括管理者試験の科目は、当該試験の区分ごとに、次のとおりとする。

##### （ア） 総合安全統括管理者試験

- 一 輸送の安全の確保に関する科目
- 二 大型船舶の運航に関する科目
  - ・ 水上交通に関する基礎
  - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
  - ・ 航海の安全の確保
- 三 小型船舶の運航に関する科目
  - ・ 水上交通に関する基礎
  - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
  - ・ 航海の安全の確保
- 四 大型船舶の施設及び船員に関する科目
  - ・ 船体及び設備
  - ・ 船員の配置及び教育訓練
- 五 小型船舶の施設及び船員に関する科目
  - ・ 船体及び設備
  - ・ 船員の配置及び教育訓練

##### （イ） 大型船舶安全統括管理者試験

- 一 輸送の安全の確保に関する科目

- 二 大型船舶の運航に関する科目
  - ・ 水上交通に関する基礎
  - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
  - ・ 航海の安全の確保
- 三 大型船舶の施設及び船員に関する科目
  - ・ 船体及び設備
  - ・ 船員の配置及び教育訓練
- (ウ) 小型船舶安全統括管理者試験
  - 一 輸送の安全の確保に関する科目
  - 二 小型船舶の運航に関する科目
    - ・ 水上交通に関する基礎
    - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
    - ・ 航海の安全の確保
  - 三 小型船舶の施設及び船員に関する科目
    - ・ 船体及び設備
    - ・ 船員の配置及び教育訓練

- ② 大型船舶安全統括管理者試験の合格者が総合安全統括管理者試験を受ける場合の科目は、①(ア)に掲げる科目から「大型船舶の運航に関する科目」及び「大型船舶の施設及び船員に関する科目」を除いたものとする事ができる。
- ③ 小型船舶安全統括管理者試験の合格者が総合安全統括管理者試験を受ける場合の科目は、①(ア)に掲げる科目から「小型船舶の運航に関する科目」及び「小型船舶の施設及び船員に関する科目」を除いたものとする事ができる。

(2) 安全統括管理者試験の内容の基準

- ① 安全統括管理者試験の問題の内容は、当該試験の区分ごとに、次に掲げる知識及び能力を有することを適切に評価するために最低限必要なものであることとする。
  - (ア) 総合安全統括管理者試験  
旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの
  - (イ) 大型船舶安全統括管理者試験  
小型船舶以外の船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの
  - (ウ) 小型船舶安全統括管理者試験  
小型船舶のみをその用に供する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業における安全統括管理者の職務に関し共通して必要なもの
- ② 安全統括管理者試験の問題の数は、①の評価のために必要最小限、かつ、十分なものであることとする。
- ③ 安全統括管理者試験の問題ごとの配点は、なるべく均等にすることとする。
- ④ 安全統括管理者試験の時間は、①の評価のために必要最小限、かつ、十分なものであることとする。

(3) 安全統括管理者試験の方法の基準

- ① 安全統括管理者試験は、毎年少なくとも2回行うこととする。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- ② 安全統括管理者試験の出題に当たっては、当該試験に出題される内容が事前に特定されることのないよう、(2)②の規定により設けられた問題の数を相当数上回る数の問題を事前に用意するとともに、問題が適切に選択されるものであることとする。
- ③ 安全統括管理者試験は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器（以下「電子計算機等」という。）を使用する方法により行うものであることとする。
- ④ 電子計算機等を使用する方法により安全統括管理者試験を行う場合において、当該試験に用いる電子計算機等の故障対応及び操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるものであることとする。
- ⑤ 安全統括管理者試験に関する不正行為を防止するため、次に掲げる措置が講じられるものであることとする。
  - (ア) 本人確認の措置その他の不正行為を防止するために必要な措置
  - (イ) 自己又は他人のため、不正な方法により当該試験を受け、又は受けようとした者に対して、その受験を停止させ、又はその試験を無効とする措置
- ⑥ 離島その他受験の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、安全統括管理者試験の実施場所の確保その他の便宜の提供が行われるものであることとする。
- ⑦ 上記に掲げるもののほか、公正性及び公平性の観点から適当と認められる方法により安全統括管理者試験を行うものであることとする。

(4) 安全統括管理者試験の期日等の公表

事前に十分な時間的余裕をもってインターネットの利用その他の適切な方法により次に掲げる事項が公表されるものとする。

- 一 安全統括管理者試験の期日（当該試験を随時実施する場合には、その旨）
- 二 安全統括管理者試験を行う場所（電子計算機等を使用する方法により任意の場所から受験できる場合には、その旨）
- 三 受験申請書の提出期限
- 四 安全統括管理者試験の実施方法（(3)③に規定する方法のうち国土交通大臣又は指定試験機関が選択したものをいう。）
- 五 その他安全統括管理者試験に関し必要な事項

(5) 運航管理者試験の科目

- ① 運航管理者試験の科目は、当該試験の区分ごとに、次のとおりとする。
  - (ア) 総合運航管理者試験
    - 一 輸送の安全の確保に関する科目
    - 二 大型船舶の運航に関する科目
      - ・ 水上交通に関する基礎
      - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
      - ・ 航海の安全の確保
    - 三 小型船舶の運航に関する科目
      - ・ 水上交通に関する基礎
      - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

- ・ 航海の安全の確保
  - 四 大型船舶の施設及び船員に関する科目
    - ・ 船体及び設備
    - ・ 船員の配置及び教育訓練
  - 五 小型船舶の施設及び船員に関する科目
    - ・ 船体及び設備
    - ・ 船員の配置及び教育訓練
  - (イ) 大型船舶運航管理者試験
    - 一 輸送の安全の確保に関する科目
    - 二 大型船舶の運航に関する科目
      - ・ 水上交通に関する基礎
      - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
      - ・ 航海の安全の確保
    - 三 大型船舶の施設及び船員に関する科目
      - ・ 船体及び設備
      - ・ 船員の配置及び教育訓練
  - (ウ) 小型船舶運航管理者試験
    - 一 輸送の安全の確保に関する科目
    - 二 小型船舶の運航に関する科目
      - ・ 水上交通に関する基礎
      - ・ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
      - ・ 航海の安全の確保
    - 三 小型船舶の施設及び船員に関する科目
      - ・ 船体及び設備
      - ・ 船員の配置及び教育訓練
  - ② 大型船舶運航管理者試験の合格者が総合運航管理者試験を受ける場合の科目は、①(ア)に掲げる科目から、「大型船舶の運航に関する科目」及び「大型船舶の施設及び船員に関する科目」を除いたものとするができる。
  - ③ 小型船舶運航管理者試験の合格者が総合運航管理者試験を受ける場合の科目は、①(ア)に掲げる科目から、「小型船舶の運航に関する科目」及び「小型船舶の施設及び船員に関する科目」を除いたものとするができる。
- (6) 運航管理者試験の内容の基準
- ① 運航管理者試験の問題の内容は、当該試験の区分ごとに、次に掲げる知識及び能力を有することを適切に評価するために最低限必要なものであることとする。
    - (ア) 総合運航管理者試験
 

旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの
    - (イ) 大型船舶運航管理者試験
 

旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかかわらず、当該事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの
    - (ウ) 小型船舶運航管理者試験
 

旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶その他事業の態様にかか

わらず、当該事業の用に供する小型船舶に係る運航管理者の職務に関し共通して必要なもの

② (2) ②と同様。

③ (2) ③と同様。

④ (2) ④と同様。

(7) 運航管理者試験の方法の基準

(3) と同様。

(8) 運航管理者試験の期日等の公表

(4) と同様。

### **3. 今後のスケジュール (予定)**

公 布：令和6年3月末

施 行：令和6年4月1日

注：具体的な試験問題のイメージをつかんでいただくため、試験問題例を作成中であり、令和6年のなるべく早い時点で公表させていただく予定としております。